

川崎市総括学校司書設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び「川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領」（平成17年3月3日16川教庶第1274号。以下「要領」という。）に基づき、川崎市総括学校司書（以下「総括学校司書」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(種別及び職務)

第2条 総括学校司書は、要領第2条第2号に規定する第2種非常勤職員とし、次の各号に掲げる職務に従事する。

- (1) 司書教諭の支援に関すること。
- (2) 学校司書の支援に関すること。
- (3) 図書ボランティアの支援に関すること。
- (4) 市立図書館との連携に関すること。
- (5) 司書教諭、学校司書、図書ボランティアの研修に関すること。
- (6) 学校図書館に関する助言又は提言に関すること。

(任用)

第3条 総括学校司書は、前条に掲げられる職務の遂行能力があると認められる者から、指導課長（以下「所属長」という。）が選考し、庶務課長の合議を経て総務部長の決裁を受けなければならない。

2 総括学校司書の任期は、原則として1年以内とする。

第3条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。

(定数、拠点校等)

第4条 総括学校司書の定数は21名とし、別表第1に定める市内教育機関（以下「拠点校」という。）に置くものとする。

2 総括学校司書は、月に1回は拠点校に出勤するものとする。

(身分及び任用の更新)

第5条 総括学校司書の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

2 総括学校司書の任用の更新は、規則第5条の規定による。

(退職)

第6条 総括学校司書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき

(守秘義務)

第7条 総括学校司書は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退い

た後も同様とする。

(勤務日及び勤務時間等)

第8条 総括学校司書の勤務日は、月曜日から金曜日までの週2日所属長の指定した日とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する勤務を要しない日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日までを勤務を要しない日とする。

2 総括学校司書の勤務時間は、原則として午前9時から午後4時15分まで、又は午前9時15分から午後4時30分までとし、所定の勤務時間の途中に休憩時間を置くものとする。ただし、必要な場合は1日の勤務時間が6時間30分を超えない範囲内で、あらかじめ所属長が指定した時間に変更することができる。

(勤務を要しない日の振替)

第8条の2 所属長は、総括学校司書に勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(時間外勤務)

第8条の3 所属長は、総括学校司書に正規の勤務時間を越えて勤務することを命じ、又は勤務を要しない日に勤務することを命ずることはできない。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、総括学校司書に勤務を要しない日に勤務することを命じなければ公務の運営に著しい支障が生じるために業務上やむを得ない認められるときは、この限りではない。

(年次有給休暇)

第9条 総括学校司書に対して、別表第2に掲げる区分に応じた年次有給休暇を、原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された総括学校司書については、その会計年度内において任用した日に属する月に応じて別表第3に規定する日数を付与することができる。

2 第5条の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第10条 総括学校司書に対して、要領に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(部分休業)

第11条 教育長は、総括学校司書が請求した場合において、要領に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第12条 総括学校司書には、第1種報酬及び第2種報酬及び第3種報酬を支給する。

2 第1種報酬の月額は、次のとおりとする。

勤務時間	午前9時から午後4時15分まで 又は 午前9時15分から午後4時30分 まで (6時間30分勤務)
1週間の勤務日数	
2日	78,600円

3 第2種報酬の額は、第4条に規定する拠点校での勤務について定めるものとする。

4 第3種報酬の額及びその基礎となる勤務時間数は、要領に定めるところによる。

5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬及び第3種報酬の支給方法は、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第13条 総括学校司書が月の途中において任用された場合の当該月の第1種報酬額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た額に、第16条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 総括学校司書が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た額に、第16条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第14条 総括学校司書が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第15条 総括学校司書の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,395円とする。

(費用弁償)

第16条 総括学校司書がその職務のため出張するときは、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市条例第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第17条 所属長は、総括学校司書の勤務状況を出勤簿、出張命令簿及び時間外勤務命令簿兼振替命令簿により把握するとともに、その職について任用時に定めた服務が守られるよう指揮監督しなければならない。

2 所属長は、総括学校司書が服務に違反した場合、心身の故障のためその業務の遂行に

支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(社会保険の適用)

第18条 総括学校司書に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第19条 総括学校司書の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

2 総括学校司書が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第20条 健康保険被保険者加入基準に適合する総括学校司書には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第21条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(委任事項)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度所属長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(任用期間に関する経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第6条第1項第3号の規定の適用については同号中「満65歳」となるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和22年4月1日以前に生まれた者	満63歳
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの	満64歳

間に生まれた者	
---------	--

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

ただし、改正後の要綱第3条の2及び第5条第2項の規定は、同年4月1日以降を任用

の期間とする任用から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区	配置教育機関
川崎	田島中学校
幸	南加瀬中学校
中原	中原中学校
高津	高津中学校
宮前	向丘中学校
多摩	中野島中学校
麻生	麻生中学校

別表第2（第9条関係）

1週間の 勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
2日	3日	4日	4日	5日	6日
	6日	7日	7日	7日	7日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた総括学校司書については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第3（第9条関係）

1週間の 勤務日数	任用月ごとの休暇日数						
	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2日	3日	2日	1日	1日	1日	—	—